

# 事 業 計 画

(令和8年1月1日から令和8年12月31日まで)

本財団は、社会福祉事業に対する助成により、社会福祉の向上と発展に寄与するため、以下の事業を実施します。

## 1 社会福祉事業に対し施設整備等の助成を行う事業

民間社会福祉施設における環境の整備・充実に資するため、関連規程に則り、また事業へのニーズに柔軟に対応しうるよう適正かつ効果的に助成事業を実施します。

## 2 社会福祉事業関係者の研修事業に対し助成を行う事業

今後の社会福祉事業における中核を担う人材の育成に資するため、民間社会福祉施設で働く職員を対象とした海外研修活動及び国内研修活動に対し、効果的に助成事業を実施します。

## 3 中央競馬関係者の福利厚生の向上のための事業

関連規程に則り、事務手続を着実に実施し、引き続き福祉手当の適正な支給を行います。